

パネルディスカッション2：薬剤師にどこまで任せてもらえるか

演題名	保険調剤薬局の薬剤師は医療従事者！？
-----	--------------------

概要

在宅医療においてもチーム医療と言われるようになってきているが、よく薬剤師の姿が見えない、薬剤師はチーム医療に入っていないという言葉聞く。薬剤師は在宅医療において必要なのか？という問いには、「必要である」という言葉が返ってくる。実際にどのようなことに「必要性」を見出されているのか？と考えると、医薬品や医療材料等の物品供給、服薬指導等が挙げられる。つまりは処方されたものもしくは必要な物品を供給し、その使い方をきちんと説明するだけとなる。これらは確かに必要なことであると思うが、これだけが薬剤師の能力なのであるのか？これで医療従事者と言えるのだろうか？

在宅療養患者の大半は薬物療法を実施しており、その療法を管理することは患者の病態コントロールのみならずADLの改善やQOL向上にもつながるが、この薬物療法の管理を薬剤師以外の職種が担っていることが多い。このようなことから薬剤師がうまく在宅療養に関われれば、在宅療養の質が変化するだけでなく、多職種の業務負担軽減にもつながると考える。

確かに現段階で、どれだけの調剤薬局薬剤師が適切な薬物療法に関われるか不明な所が多いと思われるが、少しずつではあるが在宅医療に関わる薬剤師が増えており、さらにはフィジカルアセスメントの実施や、栄養や緩和医療、褥瘡等に特化した薬剤師が増えている。

現在国は、施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す取り組みを行っている。これを実践するためにも、医療・福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくための地域作りが望まれており、少ない在宅医療資源を効率的、協調的に生かして行く必要があると考える。

今回のパネルディスカッションで、どれだけのことをお伝えできるか不明であるが、現在調剤薬局薬剤師として在宅医療にどのように関わっているかを紹介していきたい。